

里山を考える

～持続可能社会実現への一アプローチとして～

***** 目次 *****

- 1.はじめに
- 2.里山とは何か
- 3.里山の機能
- 4.里山の歴史
- 5.里山のいま
- 6.里山保全の制度・政策
- 7.論点
- 8.参考文献

1.はじめに

産業革命以後、我々人類を発展へと導いた大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムは、世界規模での環境問題を生じさせることとなる。

資源は無限に存在する、自然はどんな廃棄物も浄化できる、そのような幻想は崩れ去り、資源の枯渇、温暖化、オゾン層破壊、大気汚染といった発展の代償ともいえるべき環境問題が我々の生活・生命を脅かし始めた。

このような流れの中で持続可能な開発社会の形成への転換が叫ばれるようになる。

1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた「地球・環境サミット」では持続可能社会実現に向けた「環境と開発に関するリオ宣言」が採択され、大きな転換点となった。

日本もまた、先進国として環境問題解決に向け中心的な役割を果たしていくこととなる。その日本の立場を支え続けた物こそ日本の「里山」文化であったといえる。

今回は里山が何なのかという問いに始まり、その理解を通じて、持続可能社会に向けた日本のあるべき自然との関わり合いの形を議論してゆきたい。

2. 里山とは何か

2-1. 里山の定義

- ・「**農地**に続く森林、たやすく利用できる森林地帯を指す」（四手井綱英）
- ・「森林を流れる沢、湿地、谷津田を森林に含め」つつ「**市街地及び集落周辺**にある森林」（関東弁護士連合会）
- ・「都市域と原生的自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり集落を取り巻く**二次林**と、それらと混生する農地、ため池、草原等で構成される**地域概念**である。」（環境省自然環境局）

エコブーム期に二次林の残る伝統的農村景観を彷彿とさせる一般用語として定着
つまり厳密な定義づけがなされないまま一般化・・・・・・・・

しかし共通項を洗い出していくと・・・

- ・ 農業との関連性の意識
- ・ 景観、地域概念、システムといった言葉で表わされる広がり
- ・ 二次的自然

さらに循環型社会の重要性が増すにつれて・・・

- ・ 生物多様性の確保に重要
- ・ 山、農耕地、集落で形成される生態系として一体に理解されるべきもの
- ・ 循環型のもの
- ・ 二次的自然なので人間が管理しなくてはならない（農林業とともに存在しなくてはならない）

つまり・・・・・・・・

- ・ 単に雑木林や森林を指すのではなく**地域概念**（谷津田、棚田、畑、小川、草地などを含む農的環境全体を示すもの）、システムとしてとらえる必要があるもの
- ・ 人による働きかけ＝管理 が必要

2-2. 里山の形状

大きく分けて2つの型が存在する（武内和彦）

1) 低山地型

- ・ 樹林地と谷津田の組み合わせからなり、低山地や丘陵地にある

2) 平地林型

- ・ 平坦地に樹林地が広がり台地や段丘上に多くみられる

3.里山の機能

- ・環境への貢献や地域社会形成維持に関する多様かつ重要な働きを持つ（＝多面的機能）

3－1．里山の主な機能

- 1) 生産物供給の場・・・・・・・・薪炭・農作物など
- 2) 生物資源保存機能・・・・・・・・落葉広葉樹林 多様な動植物が生育＝生物多様性
- 3) 国土保全・災害防止機能・・ 樹林地・森林・水田による水源涵養。
- 4) アメニティ機能・・・・・・・・樹木の気候緩和機能 景観の美しさ レクリエーション・教育の場

4.里山の歴史

・縄文時代

狩猟採集から農耕へ

移動型のため焼畑

- ・弥生時代 定住 常畑化 肥料として刈敷を利用（刈敷＝落葉広葉樹の若い枝葉 耕地に敷いて肥料とする）

里山の成立

- ・農林業発展とともに拡大化 形成・維持
- ・江戸時代の新田開発がピーク

—————ここまでは大きく変わることなく再生産

変容と荒廃

- ・明治中期以降、燃料として薪炭需要の増大 人口増加用材需要
- ・戦後復興・高度経済成長期 燃料革命 薪炭林成り立たなくなる
- ・化学肥料の普及 本質である肥料提供の場として成立しなくなる。
- ・用材木需要 植林 スギ。ヒノキ 樹種の画一化＝広葉樹伐採

・70年代木材輸入自由化

- ・林業地としての意義も後退
- ・農林業の衰退 労働者の流出 過疎化 管理放棄
- ・低山地型里山は管理放棄により荒廃へ
- ・都市への人口集中 宅地開発 工場、レジャー施設の建設
- ・平地型里山は開発対象へ

5.里山のいま

5-1・里山の面積

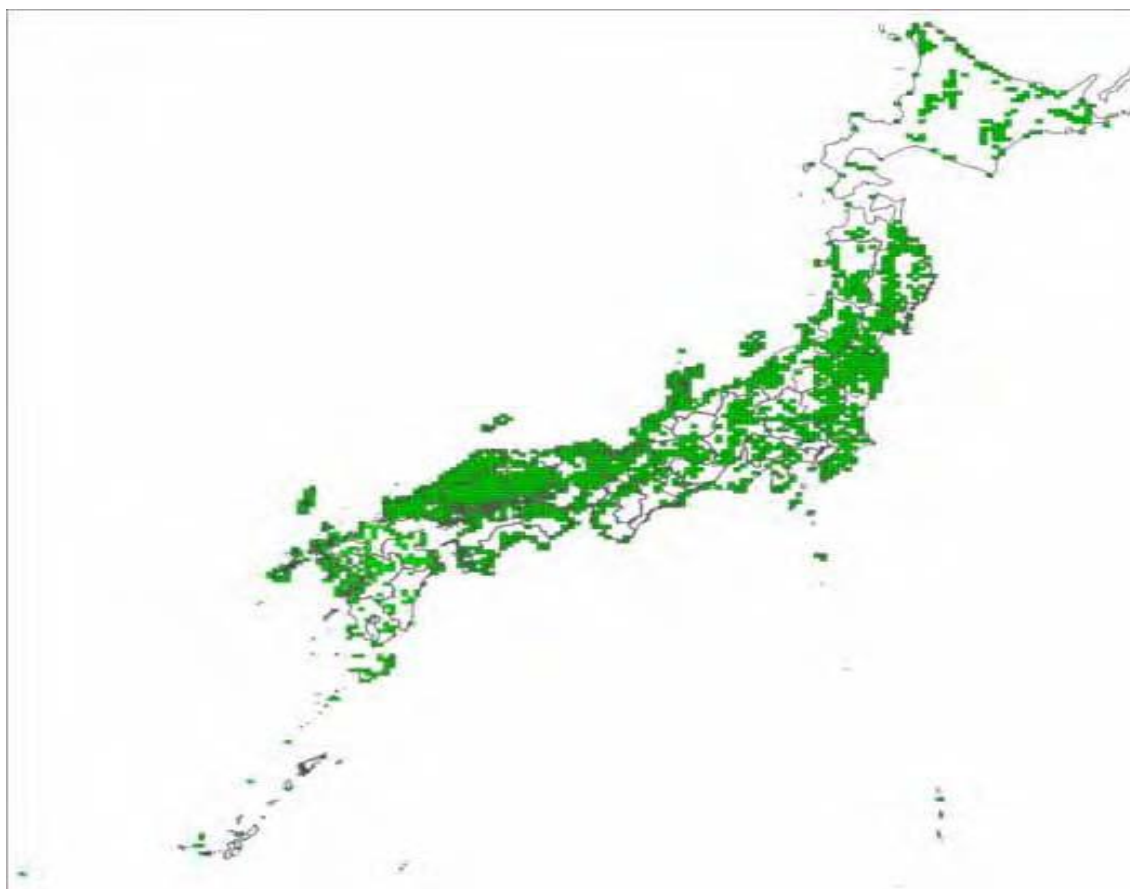
・環境省自然環境局「日本の里地里山の調査・分析について」

農耕地・二次草原・二次林の合計面積が50%以上を占め、かつこれらの要素の、少なくとも2つを有するもの

・この前提によれば1500万 ha

・国土の4割（39.4%）

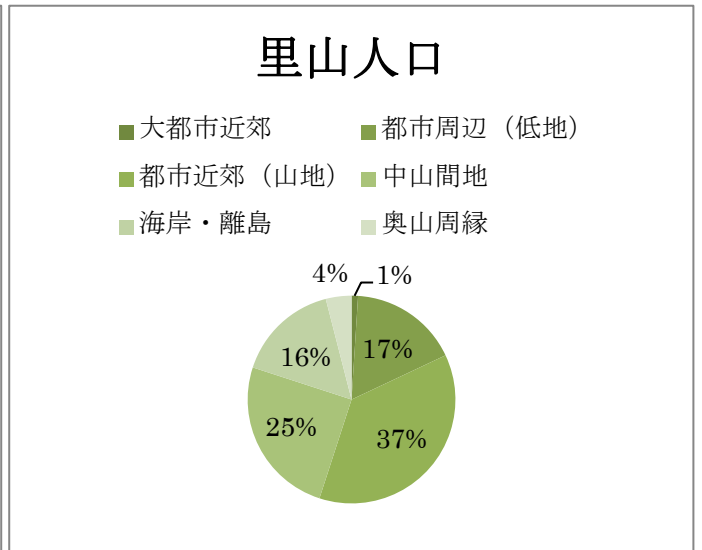
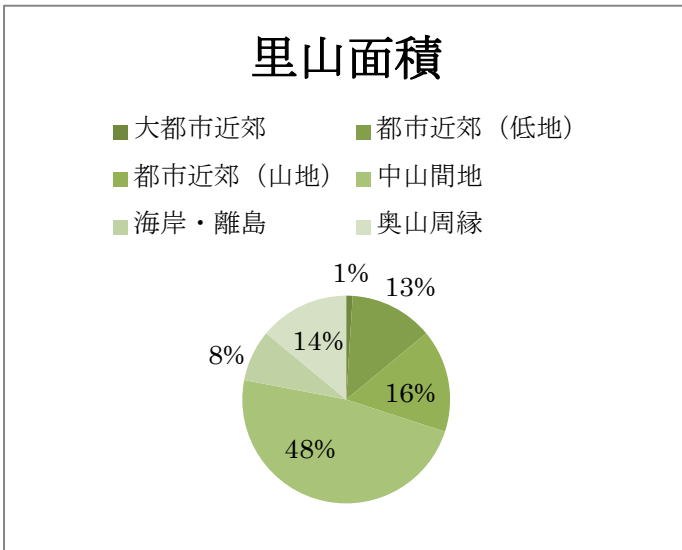
・人口密度・森林率などを加味して6～900万 ha 国土の2割という指摘もある。(武内和彦ら)



H20年度重要里地里山選定等委託業務報告

5-2. 里山の立地環境

里山面積の3割が都市圏内、7割が都市圏外 中山間地が48%と半数近くを占める
一方、里山人口は8割が都市圏内

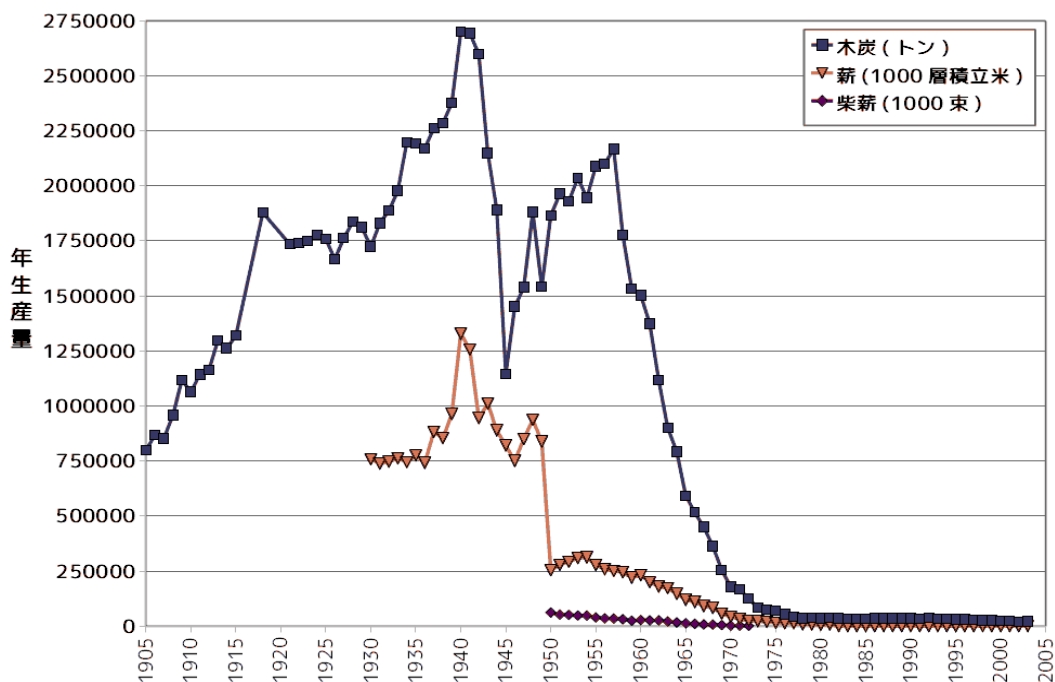


総計 149,538 メッシュ (環境省HP より一部改変)

総計 42,526 千人 (環境省HP より一部改変)

5-3. 薪炭生産からの考察

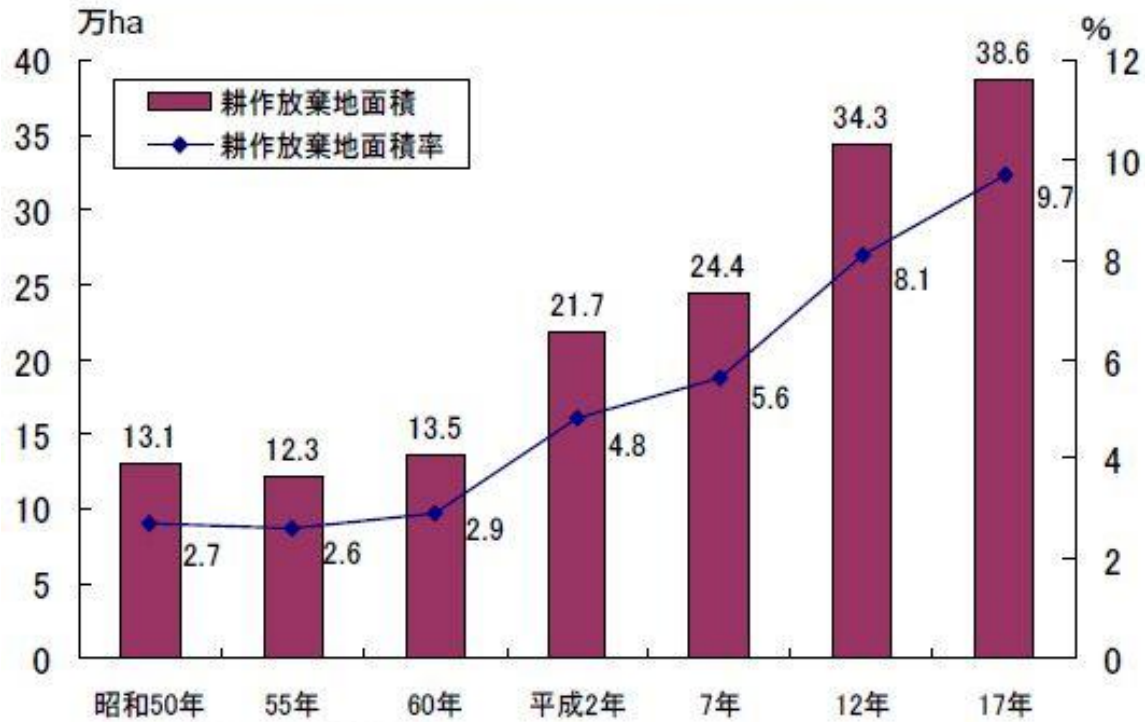
- ・薪炭の生産量は1960年代から激減
- ・木炭の生産量は現在2万t前後 ピーク時の100分の1以下
- ・薪炭林としての里山管理が行われなくなっていることが推測できる



5-4. 耕作放棄地からの考察

- ・耕作放棄地は増加傾向にある
- ・30年間で耕作放棄地面積は3倍
- ・特に里山面積の半数を占める中山間地域で顕著であり、里山の荒廃が推測できる。

耕作放棄地面積の推移



資料:農林水産省「農林業センサス」

注:耕作放棄地面積率は、耕作放棄地面積÷(経営耕地面積+耕作放棄地面積)
×100

6.里山保全の制度・政策

6-1. 環境省

主として6つの観点から里地里山の保全・活用施策を展開

①持続可能な自然資源の利用・管理のための世界共通理念の構築①全国の生物多様性の現状把握・モニタリングと現状評価

自然環境保全基礎調査	<p>○全国的な自然環境の現状を継続的に調査。里地里山の現状と推移を把握</p> <p><植生調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の植生の現状を把握。2万5千分の1植生図作成。 <p><種の多様性調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の動植物分布を把握。 <p><モニタリングサイト1000></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の里地里山を選定。
生物多様性総合評価 (H20～)	<p>○各主体による保全施策を促進し、国民に生物多様性の重要性を普及啓発するために実施。</p> <p><生物多様性の総合評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の評価指標を選定しこれによる評価を実施。 <p><ホットスポット選定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な地域を選定。

②生物多様性保全を重視した国立・国定公園の指定・管理

事業名	事業概要・事業内容
国立・国定公園 (自然公園法)	<p>○風景評価の多様化に対応し、里地里山の景観を評価。景観管理の取組も実施。</p> <p><里地里山の指定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の里地里山の4.9%が国立公園に、4.3%が国定公園に指定。

③多様な主体の協働による地域レベルの保全・活用の取組の支援

事業名	事業概要及び事業内容
SATOYAMAイニシアティブ推進事業(H20～)	<p>○全国各地の多様な主体による保全・活用の取組の情報発信、技術的助言などによる支援。</p> <p><保全再生の取組手法等の普及や支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他地域の参考となる特徴的な取組事例の情報発信 ・「里地里山保全再生計画策定の手引き」の普及
自然再生事業 (自然再生推進法)	<p>○NPO、土地所有者、行政、専門家などで協議会を組織し、全体構想及び実施計画を策定。</p> <p><里地里山での取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・くぬぎ山(埼玉県)(平地林の再生)
生物多様性保全推進支援事業(生物多様性保全推進交付金) (H20～)	<p>○地域住民、NPO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域協議会に対し、生物多様性の保全再生に資する活動のための経費を支援。</p> <p><里地里山での採択事業例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川の里山の生物多様性保全再生事業

④里地里山保全の象徴としての希少野生動植物の保護増殖

事業名	事業概要及び事業内容
環境省レッドリストの作成	○我が国に生息する野生動植物で絶滅のおそれのある種を評価選定。 ○絶滅危惧種の集中分布域の約5割は、里地里山地域内。
絶滅のおそれのある種の保護増殖事業 (種の保存法国内希少野生動植物種)	○飼育下の繁殖、生息環境の維持再生などを実施。 <里地里山に生息する種の保護増殖事業計画の例> ・トキ: 個体の飼育繁殖、生息環境の整備、再導入等 ・ツシマヤマメコ: 生息環境の維持・改善、飼育繁殖、移入種対策等

⑤持続可能な自然資源の利用・管理のための世界共通理念の構築と発信

事業名	事業概要及び事業内容
SATOYAMAイニシアティブ 推進事業(H20～)	○自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築と発信 ・世界の持続可能な自然資源の利用形態や社会システムの事例の収集・整理・提供

6-2. 国土交通省

都市計画法	・風致地区制度による行為規制による保全。
都市緑地法	・届出・命令制の行為規制による保全と損失補償。 ・地方自治体・緑地管理機構と土地所有者との「管理協定」。
都市公園法	・都市林の活用による保全。 ・荒廃した里山を都市公園(国営公園)として整備。 《事例》 * 宮城県: 国営みちのく杜の湖畔公園(北地区及び東地区) * 東京都: 国営昭和記念公園(こもれびの里)

6-3. 農林水産省

農地・水・環境保全向上 対策	農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るもの。 農地資源や農村環境を保全向上させる共同活動と、環境負荷を軽減する先進的営農活動を支援。
耕作放棄地 対策	改正基盤強化法に基づく市町村基本構想の策定促進による遊休農地等の適切な利活用。 交付金等による各種施策の推進、「耕作放棄地対策推進の手引き」の作成など。

6-4. 林野庁

施業実施協定制度	森林所有者とNPO等との森林の施業に関する協定の締結を推進。
里山エリア再生 交付金	地域住民、NPO等と協力し、地域が一体となった居住地周辺の里山林の整備を支援。
森林環境保全総合 対策事業	里山林における生物多様性に配慮した施業方法や保全手法の調査、検討等を推進。

7.論点

以上を踏まえて・・・

- ・日本人の自然との関わり方はどのようなべきか（各人の実体験を踏まえつつ）。

- ・里山はどのように保全されていくべきか、放置しても良いか。

- ・保全ならそのための方策はどのようなものか。 放置ならほかのどの方法で環境・資源を守ってゆくか。

- ・どう世界に発信してゆくか

などなど論じ、持続可能社会を目指す上での日本人のあり方を議論してもらいたい。

8.参考文献

武内和彦ほか『里山の環境学』東京大学出版会（2001）

関東弁護士連合会『里山保全の法制度』創森社（2005）

中村浩二ほか『里山復権 能登からの発信』創森社（2010）

環境省ホームページ「里地里山の現状と課題について」（pdf）

http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/21_01/shiryo3.pdf（12月3日最終閲覧）

環境省・自然環境局ホームページ「里地里山の自然と活用」

http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu.html（12月2日最終閲覧）